

5 民事司法改革

法が正義・公平を実現するには、制定法の内容のみならず、法の適用場面である裁判手続における法の具体的事実への適用の場面においてもなされる必要がある。

もっとも民事司法改革は、まさにその対象としている事件・事実が民事に属する事柄であるため、当事者の自主的な紛争解決を尊重する観点と緊張関係が生じやすい。もともと、民事訴訟法の大原則である処分権主義や弁論主義は、私的自治の原則が妥当する領域において、できるだけ当事者間の自主的な解決に近づけようとする価値判断を背景としているから、当事者が、司法(権力)の民事事件に関与する場面をコントロールすることができなければならない。そのうえで、どこまで、当事者(原告と被告、債権者と債務者)間の公平を図るために司法的介入が許されるべきかという視点が必要である。

たとえば証拠の偏在があまりにも著しいケースにおいて当事者間の自主的な紛争解決にできるだけ近づけるため、立証活動、とりわけ書証の申出や証拠調べの主導権を完全に当事者に委ねてしまうべきか、書証を有している側の当事者に積極的に事案を解明するように求める訴訟指揮こそが望ましいのであろうか。

また、法令遵守が強く求められる時代にあって、何が合法で何が合法でないか、すべての事情を打ち明けて弁護士に相談するという、依頼者の権利が保障されなければならない。弁護士と依頼者との間の相談内容や、その際に作成された資料・報告文書が、後に公的手続により押収されたり、開示を求められたりするのであれば、すべてを打ち明けて相談するという機会(外部弁護士の意見を聴くという選択肢)を依頼者から奪ってしまうであろう。

司法の分野における国際的競争力という観点からは、国際仲裁等のインフラ整備といった、司法外交の強化という視点も外すことはできない。法の介入に一定の限界のある民事の領域において、法の支配をどこまで及ぼすかは永遠のテーマと考えられる。

この様な認識を背景に、日弁連において策定された民事司法改革グランドデザインは、2014(平成26)年9月から2016(平成28)年1月にかけて行われた最高裁との民事司法に関する第一次協議において、基盤整備に関しては、労働審判取扱支部の増加や、常駐支部、家裁出張所での補填回数の増加など一定の成果がみられた。また、判決・執行制度の拡充に関する協議を経て法制審議会民事執行法部会において審議が重ねられ、2019(令和元)年5月10日に民事執行法改正法が成立し、2020(令和2)年4月1日に施行されている。

また、2017(平成29)年6月に自民党司法制度調査会において、司法外交の新機軸～5つの方針と8つの戦略の最終提言がされ、法制度のグローバル化を視野に知的財産分野での民事救済制度の整備、依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の導入、証拠開示制度の充実等の必要性や国際紛争に対処する処理能力の向上等を検討し、そのうち可能なものから実施すべきであるとしたことを受けて、日弁連では、民事司法改革推進本部が2017(平成29)年6月に民事司法改革総合推進本部として改組され、2018(平成30)年度の活動方針として、証拠開示制度の充実、依頼者と弁護士の通信秘密保護の制度強化、知財分野の民事救済制度の整備、国際商事仲裁ADRの基盤整備等、アジア地域における弁護士規制の緩和、裁判所の基盤整備、損害賠償制度の検討、司法アクセスの拡充、新検討組

織の検討、民事司法改革シンポジウムの開催等が定められた。東弁の民事司法改革実現本部もこれらの活動をバックアップすべく活動の範囲を広げている。当会としても、これらの分野における各方面の活動を注視し、民事司法改革の急速な展開に対応していくため、会務委員会に民事司法改革プロジェクトチームを設けて論点ごとの検討を行っているところである。

現在民事司法改革に関連して最も活発に議論されているのは IT 技術活用による裁判の利便性の促進を中心とした民事司法の IT 化の問題である。日弁連と最高裁との第二次協議が開始された後、2020（令和 2 年）2 月より東京地裁を含む特定庁にてウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用が開始され、同年 12 月 14 日からは全国の地裁本庁に実施対象が拡大される予定である。民事司法の IT 化に関しては 2019（令和元）年 6 月 21 日閣議決定（2022（令和 4）年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む）に基づき法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会において民事訴訟法改正のための議論が行われているところであるが、民事司法の IT 化にはその利便性の一方で民事訴訟の原則との整合性から問題点も存在することから裁判を受ける権利が後退することのないよう今後も注視を続けていく必要がある。

（1） 裁判手続の IT 化

内閣官房日本経済再生総合事務局に裁判手続の IT 化検討会が設置され、2018（平成 30）年 3 月に「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめー『3 つの e』の実現に向けてー」が提出された。日弁連ではそれを踏まえて、報告の要旨と 61 の論点を取りまとめて関連委員会と各弁護士会宛に意見照会を行った。

東弁に対する意見照会にあたり、当会としても意見を提出している。

検討会における裁判手続の IT 化における 3 つの e とは、民事手続における①e 提出(e-filing)、②e 事件管理(e-Case Management)、③e 法廷(e-Court)であるが、取りまとめは、これらの観点から、訴え提起から判決言い渡しまでの民事訴訟手続全体を、原告・被告・裁判所それぞれの立場から時系列で見て、実現すべきものとして期待する内容や望ましいと考える方向性等を明らかにする趣旨で出されている。

取りまとめにおいて、①e 提出は、裁判所への訴状の提出、訴え提起時の手数料等の納付、訴状や判決書の送達、答弁書その他準備書面等のやり取り、のそれぞれの場面において IT ツールの利用により、24 時間 365 日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ移行し、訴訟記録に紙媒体を併存させないことが望ましいとされる。

また、②e 事件管理では、訴状受付・審査・補正、第 1 回口頭弁論期日の調整・指定、争点整理と計画審理、人証調べ・判決の言い渡しについて、訴訟当事者及び訴訟代理人が必要な訴訟記録にオンラインでアクセスし、又は、期日の進捗状況も確認できる仕組みが構築されることが望ましく、これによって、裁判手続の透明性も高まり、当事者本人や代理人が紙媒体の訴訟記録を自ら持参・管理する負担から解放される効果が期待できるとする。

さらに、③e 法廷では、第 1 回口頭弁論期日、争点整理手続、人証調べ期日等、判決言渡し、の各場面において、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するためや、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の

利用を大幅に拡大するのが望ましいとする。

しかし、現在実用可能な技術面から見れば、ITテクノロジーの活用といっても、情報管理の安全性、安定性や秘密保持の必要性から考えて直ちに利用可能な技術もあれば、相当程度の費用及び時間を要するものもある。これらをひとくくりに IT 化として並行的に推進することは極めて困難であるし、訴訟手続を利用する当事者、又は、代理人の IT テクノロジーに対する理解度、利用能力等には相当な差があり、利用者の平等性を確保するためには IT テクノロジーの利用だけではなく、その教育やサポートをどうするかという視点が不可欠である（統計資料によれば訴訟事件のうち原告被告双方ともあるいは一方が本人である訴訟（本人訴訟）の割合は 2010（平成 22）年が 59.9%、2016（平成 28）年が 53.5%であり、これら本人訴訟へのサポートを行い、裁判を受ける権利が害されることのないよう対策を取る必要がある。日弁連も 2019（令和元）年 9 月 12 日付けで「民事裁判手続の IT 化における本人サポートに関する基本方針」を定めて純粋な電子化支援サービスだけではなく法的な助言などを伴う法律サービスとセットとなったサポート（実質サポート）を行うべきとしている。他方で、かかるサポートが弁護士以外の者によって行われ非弁行為の温床となる事態も避けねばならない。）。さらに、現行の法制度を前提に構築されてきたこれまでの民事訴訟手続が、全く想定していなかった状況への変化を求められる場面も想定され、その場合、裁判の公開、直接主義、弁論主義や、処分権主義、口頭主義といった民事訴訟の原則と緊張関係を生ずる可能性もある。

更に、IT 化のための法や規則の改正及びその周知には相当な準備と時間をかけることが必須であると考えられる。この様な視点から見た場合、全ての手続を IT 化という語で括るのではなく、裁判手続の利便性の段階的な向上という観点から、現状において技術的に確実であって、信頼性が確保できる、実現可能な部分から順次進めていくという姿勢が重要である。また、IT テクノロジーにおける情報の取扱いにおいて、情報管理に障害が発生して情報が漏洩してインターネットを通じて拡散した場合、それは取り返しがつかないものであるということを念頭に、裁判所におけるオンラインシステムの構築等において、情報セキュリティ対策の万全性をはかり、その実現が確実となるまでの利用は控えるべきである。

最高裁では、2020（令和 2）年 2 月より東京地裁や大阪地裁、知財高裁を含む特定庁にてウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用を開始した。同年 2 月の実施件数は 133 件であったが、コロナ禍の影響もあり同年 9 月の実施件数は 2,974 件に達している。同年 12 月 14 日からは全国の地裁本庁で実施され、2021（令和 3）年以降は全国の地裁支部や高裁にも拡大する予定とのことである。

法務省では、2022（令和 4）年中の民事訴訟法改正を視野に入れて、2020（令和 2）年 6 月 19 日以降法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会にて会議が重ねられ、同年 11 月 6 日までに 5 回の会議が開催されている。その内容は、オンライン申立ての義務化、事件管理システムによる送達、電子データの取調方法、法廷外での口頭弁論や証人尋問、和解手続の方法や電子データによる判決等多岐に亘っている。

当会もウェブ会議等を活用した争点整理手続の実際の運用上の問題点の有無を注視し、民事訴訟法の改正に関しても裁判を受ける権利を後退させることのないよう批判的観点から利便性、安全性を検証していく姿勢を持って対応していく。

(2) ODR、AI による裁判について

2019（令和元）年6月21日閣議決定「成長戦略フォローアップ」では、「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について2019年度中に結論を得る」とされた。右方針を受け、内閣官房日本経済再生総合事務局が事務局を担当し、「ODR活性化検討会」が発足し、2019（令和元）年9月から2020（令和2）年3月まで7回の会議が開催され、同会は3月16日付けで「ODR活性化に向けた取りまとめ」を公表している。

同会では、ODR（オンラインでの紛争解決手続 Online Dispute Resolution）をADR機関による調停（ADRフェーズ）だけでなく、その前段階である検討フェーズ（解決手段の検討・情報収集）、相談フェーズ（相談機関での相談）、交渉フェーズ（当事者間での任意交渉）を幅広く対象として検討を進めるとし、IT等を活用してオンライン上で処理することで利用者の司法アクセスの阻害要因を除去し経済的なコストの削減や利便性の向上等を図ることが期待できると主張する。

しかし、検討フェーズにおいては提供される法的情報の収集方法やその内容の正確性をどのように担保するか、相談フェーズにおいてはIT・AI技術により自動応答する以外の相談業務を弁護士以外の者が行っていないか、交渉フェーズにおいては交渉の場を提供することとどまらず第三者が報酬を得る目的で実質的に和解あっせんを行っていないか、ADRフェーズにおいてはIT・AIによる合意解決支援にも限界があるのではないかと考えた問題が残される。また、情報漏洩等の危険性は裁判所におけるIT化と同様に問題となる。従って、ODRの検討を進めるにあたってその実現のための法や規則の改正及びその周知には相当な準備と時間をかけることが必須である。また、ODRが弁護士法72条との関係で問題になるとし、グレーゾーン解消のために弁護士法を改正すべきという議論が出るならば本末転倒と言わざるを得ない。今後、ODRの導入が検討されるとしても、民事訴訟法の改正の行方を見つつ、少額かつ定型的な電子商取引上の民事紛争といった場面に限定するなど対象範囲を限定して検討することが必要と考える。

ところで、東弁においても、近時、新型コロナウイルス感染症拡大の防止等のため、オンラインによる通話もあっせん・仲裁期日として取り扱えるよう紛争解決センター手続規則及び細則を改正したところであるが、その目的はODR活性化検討会の目指すところとは異なっていると思われるし、ADR機関としての信頼性に差があると感じる。

なお、AIによる判決等に関しては、現状その民事裁判の判決すら十分にデータが集積されていないし、また、判決データ集積のためには判決に含まれる営業秘密や個人情報の匿名化作業などの点で検討すべき内容が多く残っている。かかる現状では、時期尚早と言わざるを得ない。

(3) 国際仲裁等について

国際仲裁は、一般的に、国際取引の分野において、紛争解決方法として裁判よりも利点が大いだと理解されている。例えば、日本の裁判所で勝訴判決を得たとしても、外国において当該判決に基づく強制執行ができるとは限らない。逆に、外国の裁判所で勝訴判決を得た場合であっても、日本で強制力を有しない可能性がある（例えば、日本で勝訴判決を得たとしても中国で当該判決に基づく強制執行はできないし、中国で勝訴判決を得たとしても日本で当該判決に基づく強制執行はでき

ないと考えられている。)

これに対し、国際仲裁であれば、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約に基づき、約 150 か国において強制力が認められる(なお、中国も当該条約の加盟国である)。また、途上国では、司法システムそのものが未成熟であったり、信頼性が低い場合があり、このような場合には中立性及び公平性の観点からも国際仲裁の方が望ましい場合もある。さらに、国際仲裁には、専門性、迅速性、手続の柔軟性、非公開性等の利点があると考えられている。

しかし、日本においては、国際仲裁が活発に利用されているとは言い難い。一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁の申立件数は、2018(平成 30)年度が 13 件、2019(令和元)年度は 9 件であった。これに対し、中国国際経済貿易仲裁委員会では 2017(平成 29)年の新受件数が 476 件、香港国際仲裁センターでは 217 件、シンガポール国際仲裁センターでは 374 件の国際仲裁が取り扱われている。日本企業が当事者となる国際紛争の仲裁が他国で行われている例も指摘されており、このような事態は日本経済にとっても負の影響を及ぼしているものと考えられる。

日本においても国際仲裁が幅広く利用されるようインフラ整備などの対策を採るべきであるとして、2018(平成 30)年 2 月に一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立され、同年 5 月には、我が国初の国際仲裁・ADR 専用施設である「日本国際紛争解決センター(大阪)(JIDRC-Osaka)」が開業した。2020(令和 2)年 3 月には東京にも JIDRC-Tokyo が開業した。ここでは、仲裁を行う審理場、IT 設備、会議室等の設備を有し、関係法令の整備、国際仲裁に習熟した実務家の育成等も目指している。

また、司法外交の強化という視点からは、国際調停の場を提供するということも期待される。国際調停は第三者の弁護士などの調停人が対立する企業の間立ち、解決策の合意に向けた話し合いを進めさせる手続であり、各国での裁判や、民間の仲裁人が裁定する国際仲裁に比べて、短期間・低コストで進めやすいことが特徴とされる。同志社大学と公益社団法人日本仲裁人協会(東京・千代田区)が協働して同大学内に国際的なビジネス紛争を解決する国際調停を行う日本国内初の施設である「京都国際調停センター」を設置し、2018(平成 30)年 11 月 20 日に運用が開始された。海外の著名調停人も含めた調停人名簿も整えるなど、国内外の企業に利便性の高い仕組みをめざしている。国際調停は、国際仲裁と並んで国際取引における紛争解決手段のグローバル・スタンダードであり、日本企業が国際調停を利用する場合もシンガポールなどに赴くことが多かったことを考えれば、注目される制度である。

(4) 証拠収集手段の拡充

ア 証拠収集手段を拡充すべきである。

文書は、民事裁判手続において、結論に直結する影響力を有する証拠方法である。弁論主義は、主張や証拠の提出につき訴訟当事者に主導権を認めているが、真実発見の前には一定の譲歩が迫られる。民事裁判が真実に迫ることを可能にしてこそ訴訟代理人たる弁護士の活動も社会的に尊重される価値をもつ。立証責任を負わない事実についての消極的な訴訟追行態度がかえって民事司法裁判と弁護士活動の信頼を減殺していないか意識すべきである。書証の申出がなされる場合、文書の所有者にその提出を求めて申立てすることが認められているが、これを拡充する必要がある。

イ 文書提出命令に関して

(ア) 自己利用文書を文書提出義務の除外事由とする民事訴訟法 220 条 4 号ニ(専ら文書の所持者の利用に供するための文書)を削除すべきである。

自己利用文書の典型例が金融機関の作成する貸出稟議書であり、最高裁は、これが開示されると、金融機関の「自由な意思形成」が阻害されるおそれがあるという(最決平成 11 年 11 月 12 日民集 53 卷 8 号 1787 頁)。しかし、将来紛争が生じ、それが訴訟に発展した場合において内部文書の開示を命じられるかもしれないという潜在的・抽象的なリスクが、団体の「自由な意思形成」を阻害しかねないことは実証されているものではない。証拠の収集を超えてさらに関連性のあるものまで広範なディスカバリーが認められている米国においても、これが米国企業内部の「自由な意思形成」を阻害するとの議論は特段なされてはいない(ディスカバリーの費用が高額になる場合の批判はあるが、米国弁護士によれば、「いまさら、どのような資料が出るのかわからないまま手続が進行する不意打ちトライアル(surprised trial)には戻る気がしない」という。)。仮に、自由な意思形成の萎縮効果があったとして、それと、証拠へのアクセス可能性や真実発見の必要性との比較の上で、それにもまして団体の「自由な意思形成」を重視しなければならないことにつき、格別積極的論拠は示されてはいない。

また、日弁連は、2012(平成 24)年 2 月に文書提出命令制度等の改正に関する提言をしたほか企業の営業秘密については秘密保持命令制度の導入を、個人の秘密については重大な秘密を理由とする除外事由の新設を提言しており、保護されるべき企業や個人の秘密について、十分な配慮をしている(後述するとおり民事司法の IT 化に伴い訴訟記録の全面電子化が実現した場合は、より一層営業機密や個人の秘密情報の保護が求められる)。日弁連の上記提言も速やかに実施されるべきものである。

なお、各弁護士は、文書提出命令の申立てにあたり、インカメラ審理の利用及びその申入れを積極的に検討すべきである(たとえば、「稟議書」の自己利用文書該当性の判断にあたり、インカメラ審理の有用性を示すものとして、大阪高決平成 21 年 5 月 15 日がある。)

(イ) 刑事関係文書を文書提出義務の除外事由とする民事訴訟法 220 条 4 号ホ(刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書)を削除し、この文書提出義務の存否については同号ロの定める公務秘密文書該当性(公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの)によって判断すべきである。

刑事関係文書には様々な類型があり、類型ごとに法律や通達等において開示制度が用意されているが、たとえば、事件の被害者以外の第三者が加害者の不起訴記録の開示を求める局面は制度の空白となっている。また、刑事関係文書の提出義務の存否を公務秘密文書該当性によって判断する場合、インカメラ審理の利用ができるという利点もある。

さらに、事件の類型ごとに、用意される開示の制度や、その運用上の問題点を整理し、検討すべきである。

ウ 当事者照会に関して

民事司法手続の実務において、当事者照会制度があまり利用されていないという現実を踏まえ、

当事者には回答義務があること、拒絶する場合はその理由を書面をもって通知する義務があること、裁判所が回答を促すことができるという制度を導入すべきである。ただし、「促し」を超えて回答命令を出すことや、回答命令に従わない場合の制裁については、更なる検討が必要であり、この点に関する日弁連の提言内容については慎重な態度をとるのが相当である。

エ 弁護士会照会に関して

弁護士会照会の機能強化のため、依頼書に照会先の回答義務を明記すること、照会先が回答しないとき日弁連がこれを審査し照会先へ回答するよう勧告することができるという制度を導入すべきである。ただし、当該審査の手続の導入にあたっては、その妥当性・正当性につき、改めて十分に議論しなければならない。仮に日弁連が審査を行う場合、迅速性をいかに確保するか、費用負担をどのようにするかといった実務面の問題についても、十分に検討を要する。かかる点を考慮すると、東弁と照会先となる公務所又は公私の団体との間で協議を進め、照会への回答に関する協定を締結する等の方法での運用面の改善も積極的に進めていくべきである。

(5) 通信秘密について

通信秘密保護制度(通信情報保護制度)とは、依頼者(相談者)と弁護士との間の相談・協議内容について、民事手続・刑事手続・行政手続での開示拒絶権を明確に定め、弁護士との相談・協議内容の秘密が守られることを確保し、もって弁護士に依頼・相談する依頼者の権利を法的に保護する制度のことである。

海外においては、依頼者における「弁護士秘匿特権(Legal Professional Privilege)」が、英米法では依頼者の権利として、大陸法では弁護士の職業上の秘密の反射的効果として保護されてきた。一方、我が国においては、現行法上、弁護士には依頼者との間の相談・協議内容の秘密を守る義務があり(弁護士法 23 条、刑法 134 条、弁護士職務基本規程 23 条等)、民事・刑事訴訟法上は弁護士に証言拒絶等の権利があり(民事訴訟法 197 条 1 項 2 号、220 条 4 号ハ、刑事訴訟法 105 条、149 条)、刑事弁護においては刑事訴訟法 39 条 1 項により一定程度相談の秘密を保護する制度があるものの、例えば、行政調査では、依頼者は当局など第三者から開示を求められたときに弁護士との通信について必ずしも開示を拒絶することができず、刑事収容施設でも弁護士との通信の内容について検閲される取扱いがされる場合があることにより、依頼者と弁護士との通信の秘密が保障されているとは言い難いのが現状である。独占禁止法に基づく審査手続において、依頼者と弁護士との間の通信の取扱いが問題となった事案もある。弁護士との相談の秘密が確保されないことにより、十分な防御ができない、法令順守のため弁護士に相談することを躊躇するなどの弊害が指摘されている。

行政側の対応は、改正独占禁止法が 2019(令和元)年 6 月 19 日に成立した際、同法の施行に合わせて独占禁止法 76 条に基づく規則や指針等を整備することとしたにとどまり、通信の秘密保護に関しては法律の改正までは至っていない。依頼者が調査当局に対する開示を拒むこと等ができるいわゆる「秘匿特権」についても新たな課徴金減免制度の利用に係るものに限定されている。事業者の権利や適正手続の確保よりも新たな課徴金減免制度を機能化させることを主眼としていると言わざるを得ず不十分である。

弁護士会の対応としては、日弁連が 2016(平成 28)年 2 月に「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度

に関する最終報告」を取りまとめ、「弁護士に依頼・相談する依頼者の権利」を制度的に保障するように立法化を図るべきであると提言した。制度設計にあたっては、憲法・法律上の既存の用例との区別という観点から「通信」の語を用いるか、依頼者の権利としての位置づけをどう明確にするかなどの名称の問題も含め、証拠開示の要請、海外の法制度との調和に配慮しつつ、秘密保護の範囲や要件を明確化し、その判定の仕組みを構築するなど、検討すべき問題はあるが、立法化の必要性は確かであり、今後、当会においても積極的に取り組んでいくべきである。

以上